

返戻金制度について

〔基本契約書より抜粋〕

(短期退職時の手数料の取扱い)

第8条 この契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に払い戻すこととする。

1ヵ月未満で退職した場合	80% に相当する額
2ヵ月未満で退職した場合	50% に相当する額
6ヵ月未満で退職した場合	20% に相当する額

丙が、専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の返戻は行わないものとする。

許可番号：11-ユ-300123

スクエアライン株式会社